大阪府学校施設の複合化に係る私立学校及び私立幼稚園の設置認可等

並びに学校法人の寄附行為の認可及び変更認可に関する審査基準

大阪府教育長（以下「教育長」という。）が、学校施設の複合化に関し、私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校又は各種学校（以下「私立学校」という。）の設置認可等を行う場合並びに学校法人（専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を含む。以下同じ。）の寄附行為の認可及び変更認可を行う場合は、関係法令等及び教育長が別に定める審査基準によるほか、この基準により審査する。

また、教育長が学校施設の複合化に関し、私立幼稚園の設置認可等を行う場合並びに学校法人の寄附行為の認可及び変更認可を行う場合は、関係法令等及び教育長が別に定める審査基準によるほか、この基準の１及び２により審査する。

１　学校施設の複合化は、学校法人所有の土地・建物を賃貸することにより行われることから、「私立学校法第26条第２項の規定に基づく学校法人及び同法第64条第４項の法人の行うことのできる収益事業の種類」（平成28年大阪府教育長告示第１号。以下「収益事業告示」という。）及び「収益事業を行うための寄附行為の変更認可にあたっての取り扱い方針」で定める内容を満たしていること。

２　併置施設の用途については、収益事業告示で認められた事業以外の施設でないこと（ただし、「日本標準産業分類」（平成25年総務省告示第405号）における大分類「公務（他に分類されるものを除く）」に係る施設を除く。）、かつ、「日本標準産業分類」における中分類「娯楽業」のうち「その他の娯楽業」に該当する施設でないこと。

３　併置施設の用途規制について、区分所有の場合にあっては、「建物の区分所有等に関する法律」（昭和37年法律第69号）による規約及び借地契約に明記すること等により担保すること。また、区分使用の場合にあっては、寄附行為への規定及び学校法人理事会での決議並びに不動産賃貸借契約に明記すること等より担保すること。

４　学校施設を第三者所有の建物の一部に賃借で設置する場合については、併置施設の用途を制限する手法がないことから、学校施設の複合化は認めないものであること。ただし、国又は地方公共団体が建物所有者である場合は、この限りでない。

附則

１　この基準は、令和元年８月23日から施行する。

２　この基準は、施行日以降、新たに申請される私立学校及び私立幼稚園の設置認可等並びに学校法人の寄附行為の認可及び変更認可の審査から適用する。